

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

鹿部町

本町の森林面積は9,009ヘクタールで、総面積の81%を占めており、その内町有林は461.26ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は4,268.74ヘクタールあります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は2割を占めており、計画的な森林の整備が進められています。森林環境譲与税を活用し、民有林の整備を一層推進し、森林の整備推進に努めます。一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や林業体への森林の経営・管理の委託や「森林経営計画」の作成について働きかけます。

また、森林整備促進を図る上で、主要林道及び林道橋等の整備を実施し、作業の効率化、安全性を考慮した路網整備を進めていく。

2 人材育成・担い手確保

本町では就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の林業事業体と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

本町では森林資源の有効利用等を図るため「はこだて森林認証推進協議会」の加盟により、本町においては、町有林を含めた一般民有林の内人工林1,677.7ヘクタールにおいて、森林認証（FM）を取得し、木材利用の促進を図っております。

4 普及啓発

森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民の理解の促進を図るため、植樹活動のほか、町民との交流する木育活動などを推進します。